

佐原市歴史的地区
町並み形成ガイドプランー建築編ー

佐原市

1995年(平成7年)3月

はじめに

このガイドライン作成の意図は次のようなものである：

佐原市では、1994年4月に佐原市歴史的景観条例が施行された。今後の佐原の歴史的街区における修理・修景はこの景観条例及びそれに基づく保存計画によって行われる。しかし、実際に建築の設計等を行う場合、この公式の計画、基準だけでは不十分であろう。その不十分さを補うためにこのガイドラインを作成する。

このガイドラインは、次の2点を補うものである：

1. 修理、修景基準の意味（あるいは精神）をより基本に遡って明らかにすること。
2. 修理、修景基準をより具体的に補強すること

この目的を達成するため、当ガイドラインは大きく、以下のふたつの部分から構成する：

1. 建築の原則

1の目的に対応して、修理・修景基準の根拠となる考え方として、基本原則、一般原則をあきらかにし、その上で、修景基準を図示する。章だては次の通りである：

- ・ 1：どのような町並みをめざすか
- ・ 2：基本原則
- ・ 3：一般原則
- ・ 4：修理・修景基準

2. 伝統建物のタイプごとのデータ

2の目的に対応して、伝統建物の特徴を明らかにし、タイプ分けの後、それらタイプごとに建物の具体的な構成、寸法、仕上げ当のデータを提示する。修理・修景を行う場合、この具体的基準に従うことが望まれる。章だては次の通りである：

- ・ 5：佐原の伝統民家—その特徴
- ・ 6：タイプごとの各部位寸法

なお、このガイドラインはあくまでも個別の建築を対象としたものである。街路やその他共同的施設に関するデザイン・ガイドラインは含まれない。それらについては『佐原市佐原地区町並み形成基本計画』（1993年）を参照されたい。

目次

はじめに	1
A. 建築の原則	
1：どのような町並みをめざすか	4
2：基本原則	10
3：建築の原則	19
4：修理・修景基準	37
B. 伝統建物のデータ	
5：佐原の伝統民家－その特徴	46
6：タイプごとの各部位寸法	56
7：修景例	86
付. 参考建築図面	89

*参考建築図面は概要版には含まれておりません。ご覧になりたい方は市役所へお問い合わせ下さい

1 どのような町並みをめざすか

佐原の歴史的街区ではどのような町並みを指すのか、古い写真を手がかりに明らかにしておく。もちろん、目指すべき町並みは、単なるある時代の復元ではない。しかし、1) 伝統的な建物（いわゆる保存建物）は、これを出来る限りもとの状態で修復、保存する必要がある。2) 新しい、建物は、伝統的な建物の特徴のうち、現代の町並みから評価できる部分を受け継ぐ必要がある。町並みの整備では、1) を確実に行うと共に、2) を進めなければならない。具体的なデザインにおいてとりわけ悩みが深いのは2)の方である。われわれは現代の町並みに何を受け継ぐべきなのか、これは永遠の問いであるといえよう。とはいえ、「分からない」と手をこまねているわけにはいかないのだ。考えよう。そして試行しよう。

なお、この章は、『佐原の町並み—よみがえれ、水郷の商都』の20ページ～26ページ、『佐原市佐原地区町並み形成基本計画』の29ページ～40ページをもとに具体的な目標／課題を整理したものである。